

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

当市は大分県の中央部に位置し、北は別府湾に面し、その広ぼうは東西50.8km、南北24.4kmに及び、面積は502.39km<sup>2</sup>を有している。

九州脊梁山地に源を発する大野川、大分川の二つの一級河川が大分市街地を貫流して別府湾に注いでいる。この河川沿いには、広大な大分平野が形成されており、九州の平野の中で海水準変動の歴史が典型的に読みとれる平野である。

なお、現在は市街地化が進行しているほか、河口部では新産業都市計画等による埋立地が多く形成され、土地利用の高度化も行われている。

(洪水：ハザードマップ)

気候は瀬戸内海式気候で、年間を通して温暖な地域だが、夏から秋にかけて台風の通り道になることが多い。台風は南から北上し、大分県の東側を通過すると大雨になることが多く、豪雨の影響で大量の雨が主要河川に流れ込み、流域ではこれまで幾度となく洪水を繰り返し、大きな水害をもたらしてきた。

当所は、本所および東部センターの2ヶ所に所在しているが、各地における浸水は下記のとおり想定されている。

本・支所名	所在地	浸水想定
本所 (大南地区および 植田地区を含む)	金池町2-3-4 九電大分ビル2階	0.5～3.0m未満
東部経営相談 センター (豊崎地区、大在地区、坂ノ市 地区、佐賀郡地区)	中鶴崎1-8-20	3.0～5.0m未満

(出典：『おおいたマップ』洪水ハザードマップ)

上記のうち、大南地区内の大野川に隣接する戸次地区は、広範囲にわたって5.0m以上の浸水が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市内中心部及び臨海部の工業地帯を除く地域では、土石流、地滑り等、土砂災害警戒区域に指定されている地区が山間部を中心に広く点在している。

なお、当所の本所および東部センターの所在地では、土砂災害警戒区域の指定はされていない。

(出典：『おおいたマップ』土砂災害ハザードマップ)

(津波地震：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、南海トラフを震源とする地震において、予想浸水深が1m以上の地区が臨海部の工業地帯を中心に東西の広い範囲にわたって所在する。

なお、当所の本所および東部センターの所在地では、津波による浸水は想定されていない。

(出典：『おおいたマップ』津波ハザードマップ)

(ため池：ハザードマップ)

当市には、山間部を中心にため池が広い範囲に点在しており、下流域に民家や事業所が所在する地域も多くある。防災重点ため池を中心にハザードマップを作成しており、対象地域の住民にハザードマップを配布している。

なお、当所の本所および東部センターの所在地周辺にため池はなく、決壊による浸水は想定されていない。

(出典：大分市ため池ハザードマップ)

(高潮：ハザードマップ)

当市で起こる高潮は台風が原因であり、予想深水深が1 m以上の地区が沿岸部から JR 日豊本線以北の間を中心に東西の広い範囲にわたって所在する。

当所の本所および東部センターにおける浸水想定は下記のとおり。

本・支所名	所在地	浸水想定
本所 (大南地区および 植田地区を含む)	金池町2-3-4 九電大分ビル2階	0.5～1m未満 ※一部3～5m未満の表示は、ドライエリア(空堀)の浸水深
東部経営相談 センター (鶴崎地区、大分地区、坂ノ市 地区、佐賀県地区)	中鶴崎1-8-20	浸水想定なし

(出典：『おおいたマップ』高潮ハザードマップ)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

・地区内商工業者数 16,578 (うち小規模事業者数 12,334)

### 【内訳】

業種	事業者数	小規模事業者数
鉱業・採石業・砂利採取業	6	5
建設業	2,037	1,876
製造業	731	575
電気・ガス・熱供給・水道業	47	37
情報通信業	278	168
運輸業、郵便業	432	270
卸売業・小売業	4,740	2,907
金融業・保険業	453	371
不動産業、物品賃貸業	1,266	1,175
学術研究、専門・技術サービス業	941	725
宿泊業、飲料サービス業	2,131	1,491
生活関連サービス業、娯楽業	1,672	1,491
教育、学習支援業	480	362
医療・福祉	329	283
複合サービス事業	71	44
サービス業	964	554
計	16,578	12,334

(※大分県が「令和3年経済センサス-活動調査」を基に算出したデータから抽出)

## (3) これまでの取組

### ①当市の取組

- ・大分市地域防災計画の策定
- ・大分市水防計画の策定
- ・大分市業務継続計画等各種関係計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・災害時備蓄物資、資機材等の備蓄
- ・事業者BCPに関する国や大分県の施策の周知
- ・各種ハザードマップの作成
- ・防災知識の普及啓発
- ・セーフティネット保証制度等における認定
- ・事業者BCP策定費用の補助
- ・大分市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

### ②当所の取組

- ・東京海上日動火災保険(株)、大分県、商工3団体(大分県商工会議所連合会、大分県商工会連合会、大分県中小企業団体中央会)の連携協定締結による事業者BCPの普及・啓発、策定支援
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナー・ワークショップの周知
- ・損害保険会社等と連携した保険加入の推進

- ・大分市が実施する防災訓練への参加及び協力

## II 課題

当市における小規模事業者への防災・減災対策支援の課題は以下のとおりである。

### (1) 事業者BCPの策定が進んでいない

「2019年版小規模企業白書」によれば、BCPを策定している小規模事業者の割合は2.2%と僅かであり、半数以上が名称を知らないという結果となっている。さらに最新の調査（「2024年版小規模企業白書」）においても、大企業の策定率が30%台後半であるのに対し、中小企業を含めた小規模事業者の計画策定率は10%台にとどまっている。よって、当市における小規模事業者についても普及・啓発段階にあると考える。

### (2) 当所と当市の連携体制が整っていない

協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

### (3) 損害保険に関する知識が不足している

当所は、保険・共済関係商品を専門的に扱う部署（会員・共済課）を設置している。そのことが逆に、当所経営指導員等職員の損害保険に関する知識不足に繋がっている。

### (4) 感染症対策に関する適切な周知について

当市管内の小規模事業者等に対して手洗いや換気等の基本的な感染症対策の徹底、体調不良者が休暇を取得しやすい体制づくりや予防接種の推奨、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

地域の災害リスク、これまでの取組、課題等を踏まえ、当所の事業継続力強化支援計画における目標は、以下のとおりとする。

- (1) 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- (2) 発災時における連絡を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- (3) 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがないため、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用）には速やかに拡大防止措置を行えるように組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

- ・大分市地域防災計画と本計画、および「大分市新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### ①小規模事業者に対する災害リスクの周知

事業者BCPの普及・啓発を図ることを目的に、管内の小規模事業者に対して以下の取組を実施する。

- ・巡回等経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当所会報（約6,000部発行）や市報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### ②商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は令和2年度に事業継続計画を作成。（別添）

#### ③関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災㈱に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者（会員・非会員問わず）を対象とした損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関と連携し、普及・啓発ポスターの掲示依頼やセミナー等を共催により実施する。

#### ④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）大分市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### ⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと想定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

## ＜ 2. 発災後の対策 ＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### ① 応急対策の実施可否の確認

発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する）。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがいなどの徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大分県及び大分市に設置される感染症対策本部の示す方針に基づき、当所による感染症対策を行う。

### ② 応急対策の方針決定

- ・被害状況や被害規模に応じて当所と当市で実施する応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担は、当所と当市の協議により決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、1～2 日以内に情報共有する。
- ・当所と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当所又は当市より大分県へ報告する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する
2 ヶ月以降	30 日に 1 回共有する

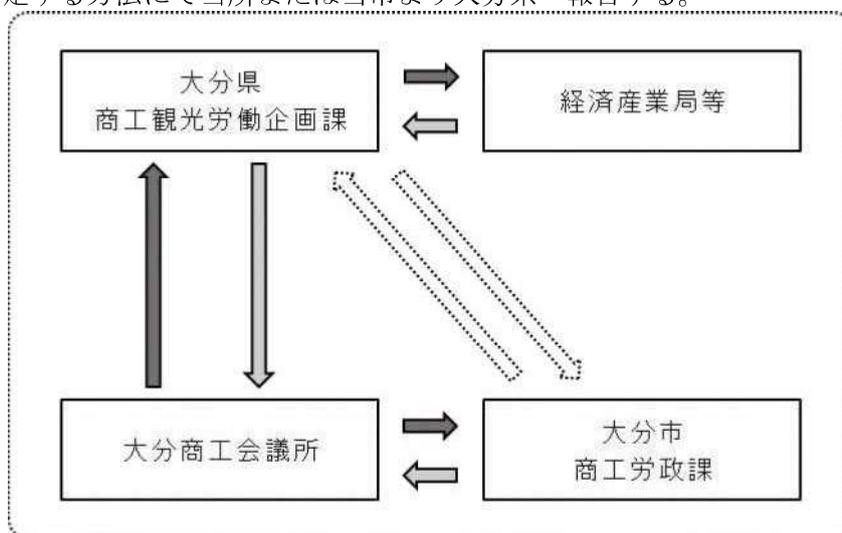
- ・当市で取りまとめた「大分市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## ＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 ＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は下記のとおりである。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で行う活動内容については、大分市災害対策本部の指示に従いながら、当市商工労政課と当所が協議のうえ決定する。
- ・当所と当市は「被害額算定の例について（中小企業庁小規模企業振興課）」を参考にするとともに、市の関係部署（商工労政課、創業経営支援課等）との連携により、速やかに被害状況の確

認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行うものとする。

- ・当所と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当所または当市より大分県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を大分県の指定する方法にて当所または当市より大分県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・大分県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に相談する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表2)

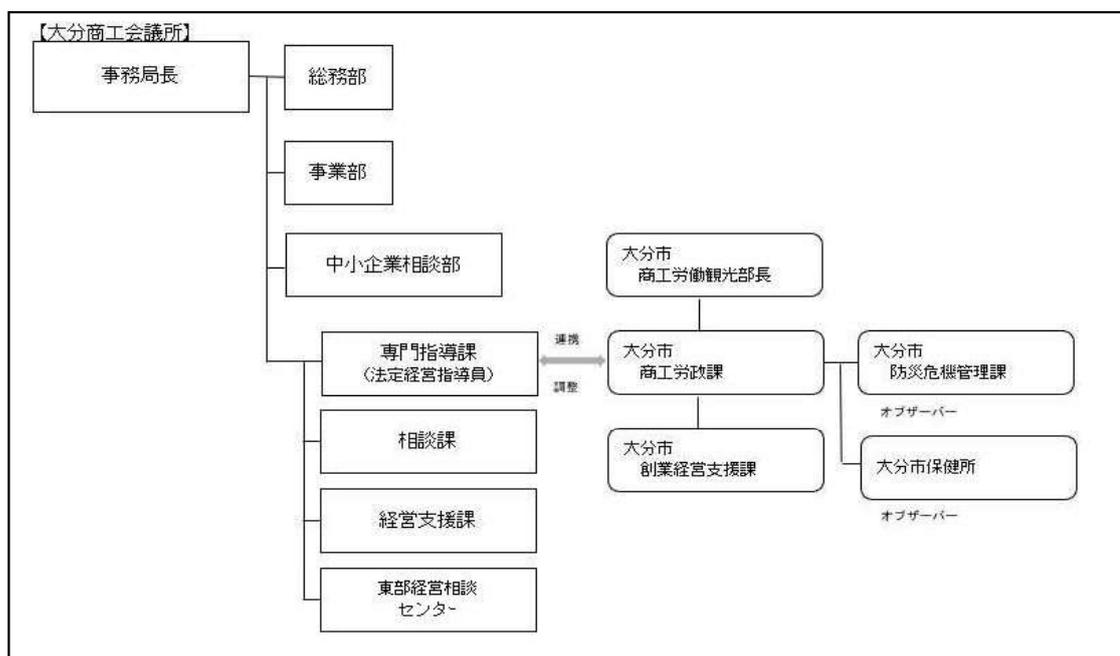
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制（商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等）

○実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 岩本 洋雄（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

法定経営指導員は、以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見通し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

大分商工会議所 中小企業相談部 専門指導課  
〒870-0026 大分市金池町2-3-4 九電大分ビル2F  
電話番号：097-536-3144 FAX:097-536-3143  
E-mail: info@oita-cci.or.jp

②関係市町村

大分市商工労働観光部 商工労政課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

電話番号：097-585-6011 FAX:097-533-9077

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	335	335	335	335	335
・ 専門家派遣費	105	105	105	105	105
・ セミナー開催費	120	120	120	120	120
・ チラシ作成費	110	110	110	110	110

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大分市補助金、大分県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等